

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名
 (株) 浅沼組 大阪府大阪市浪速区湊町1-2-3 マルイト難波ビル
 00-002438 代表者 浅沼 誠
 (土木、建築、とび・土工・コンクリート工事、電気工事、管工事、鋼構造物工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、水道施設工事、解体工事)
- 2 指名停止期間
 令和4年9月27日 ~ 令和5年6月26日 (9か月)
- 3 指名停止措置の範囲
 沖縄県が発注する全ての建設工事等(下請けを含む)
- 4 事実概要
 (株)浅沼組の元千葉営業所長は、千葉縣市川市発注の市川市立塩浜学園校舎等取壊し工事の入札において、令和4年7月26日、公契約関係競売等妨害の容疑で千葉県警に逮捕された。
- 5 指名停止措置理由
 本件においては、「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」別表第2第9号ロ(競売入札妨害又は談合)に該当する。

「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」
 別表第2(抜粋)

措 置 要 件	期 間
(競売入札妨害又は談合) 9 次のイ又はロに掲げる者が、県外の公共機関が発注した工事に関し、談合等の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ 代表役員等 ロ 一般役員等	逮捕又は公訴を知った日から 3か月以上12か月以内 <u>1か月以上12か月以内</u>